

# 生活保護費見直し

## 子育て世帯の生活保護費見直し

	内容・目的	主な変更点
児童養育加算	一般世帯の児童手当に対応	対象を「中学生まで」から「高校生まで」に拡大。3歳未満は月1万5000円から1万円に減額
母子加算(ひとり親)	ふたり親世帯と同水準の生活を保障	平均月2万1000円から1万7000円に減額
教育扶助	義務教育に必要な費用を賄う	学習支援費(クラブ活動に限定)を定額支給から実費支給に変更。上限額は小学生が半減、高校生が年約6万2000円から約8万3000円に引き上げ
世帯分離	大学に進学した子どもは保護対象から外す仕組み	ほぼ現行のまま

2018年度の生活保護費見直しで、約15万に上る子育て世帯のうち4割近くが減額になる見通しとなった。政府はひとり親世帯への「母子加算」を平均2割カットするほか、児童手当に当たる「児童養育加算」も一部を減らす方針。野党は「子どもの貧困対策に逆行する」と反発しており、22日召集の通常国会で激しい論戦が展開されそうだ。

# 母子加算2割カット

# 子育て世帯4割で減

## 国会焦点に

ひとり親世帯に支給される母子加算は、現在の平均月2万1千円から1万7千円に減額されるが「ひとり親だからこそ必要となる経費が十分に考慮されていない」との指摘もある。

子どもの健全育成のため、子育て世帯に支給する児童養育加算は、対象を現在の「中学生まで」(月1万円)から「高校生まで」(同)に拡大する。一方で3歳未満は1人当たり月1万5千円から1万円に減額。一般家庭には1万5千円の児童手当が支給されており、野党は「貧困家から約8万3千円(実費)に

ひとり親世帯に支給される「母子加算」は、現在の平均月2万1千円から1万7千円に減額されるが「ひとり親だからこそ必要となる経費が十分に考慮されていない」との指摘もある。

こうした加算のほかに、義務教育に必要な「教育扶助」も見直しされる。現在は学習支援費として小学生は1人当たり月26300円、中学生は月44500円を定額で支給しているが、実際にかかった費用を後から請求する方法に変更。使途もクラブ活動に限定し、これまで認められていた参考書代などは、児童養育加算で賄うことになる。

高校生の学習支援費は、上限を年約6万2千円(定額)から約8万3千円(実費)に引き上げ、生活保護世帯の子どもが大学などに進学する際も一時金を支給する。受給費全体では、6割の子育て世帯で増額となるが、大学などに進学した場合、世帯に支給される保護費から子どもの方が大きく差し引く「世帯分離」の仕組みは残ったまま。専門家は「子どもの進学を阻む要因が解消されていない」としている。

### ズーム

**生活保護 憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障し、自立を助ける制度。収入が国の定める最低生活費に満たない場合、不足分を支給する。食費や光熱費などに充てる「生活扶助」や家賃に充てる「住宅扶助」、義務教育に必要な学用品を賄うための「教育扶助」などがある。生活扶助は5年に1度見直し、政府は2018年10月から、金受給世帯の3分の2で段階的に最大5%引き下げ、3年かけて国費計約160億円を削減すると決めた。18歳以下の子どもがいる受給世帯は約15万で、このうち7割程度がひとり親世帯。**